

## 第775回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成20年6月13日（金）午後2時から  
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第774回教育委員会会議録の承認について
- 4 第775回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）  
平成21年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について（高校教育課）
- 6 専決処分報告  
平成21年度使用教科用図書採択基準等について（義務教育課）
- 7 議 事  
第1号議案 第318回宮城県議会議案に対する意見について（総務課）  
第2号議案 県立高等学校将来構想審議会への諮問案について（教育企画室）  
第3号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について（教育企画室）  
第4号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について（教育企画室）  
第5号議案 職員の人件について（教職員課）  
第6号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について（高校教育課）
- 8 課長報告等  
公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について（施設整備課）
- 9 資 料（配布のみ）  
東北歴史博物館特別展「古代北方世界に生きた人々」について（文化財保護課）
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第 7 7 5 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 0 年 6 月 1 3 日 ( 金 ) 午後 2 時から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，櫻井委員，山田委員，佐々木委員，小野寺委員，  
小林教育長

### 4 説明のため出席した者

三野宮教育次長，菅原教育次長，佐藤総務課長，安住教育企画室長，  
氏家参事兼福利課長，安井教職員課長，竹田義務教育課長，  
伊藤特別支援教育室長，高橋高校教育課長，高橋施設整備課長，  
佐々木スポーツ健康課長，後藤生涯学習課長，真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 2 時

### 6 第 7 7 4 回教育委員会会議録の承認について

委員長 ( 委員全員に諮って ) 承認。

### 7 第 7 7 5 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委員長 山田委員及び佐々木委員を指名。  
議事日程は配付のとおり。

### 8 教育長報告

#### 平成 2 1 年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

( 説明：教育長 )

「平成 2 1 年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について」御説明申し上げます。

資料は，1 ページから 2 ページとなる。

資料の 1 ページを御覧願いたい。「平成 2 1 年度県立中学校入学者選抜方針」については，昨年度と同じとしている。

次に，2 ページの「平成 2 1 年度県立中学校入学者選抜概要」についてである。

今回から，平成 2 1 年 4 月に開校する「仙台市立仙台青陵中等教育学校」の入学者選抜も行われることから，それに伴って変更した点等も含め御説明申し上げます。

まず，[ 1 ] の「募集」についてであるが，資料のとおり，古川黎明中学校においては，男女合わせて 8 0 名の募集となっている。

次に，[ 2 ] の「出願の手続」についてであるが，「1 入学願書等の提出」については，仙台青陵中等教育学校と併願できないこととしている。

このことについては、公立高校の入学者選抜における出願の手続きに準じて取り扱うこととしたものである。

[ 3 ] の「適性検査」の「2 検査の方法」については、「総合問題」「作文」「集団面接」を実施する。

このうち、「作文」については、昨年度は、資料を読み取る力と作文力の両方をみる「テーマ作文」としていたが、受検生の負担を考慮し、今回は資料を読み取る部分を省き、「与えられた課題について、自分の考えや思いなどを的確にまとめ、文章で表現する力をみる」こととした。

なお、「[ 4 ] 選抜方法」と「[ 5 ] 選抜に関する日程」については、資料のとおりである。

以上のとおり御報告申し上げます。

( 質 疑 )

小野寺委員 入試方針については分かったが、関連して伺いたいことがある。併設型の中高一貫校としての古川黎明が、今年度初めて古川黎明中学校から高校に入学していると思うが、高校の入試状況については定員割れしていると感じている。その辺りをどのように考えたらよいかと思っている。次に宮城二華高が予定されており、どちらも女子校に併設しているという、その辺りについてはどのように感じているのか伺いたい。

高校教育課長 御質問の古川黎明高校であるが、この春の一般入試の倍率が0.89倍であった。2次募集も含めた合格者であるが、男子が58名、女子が170名、合計で228名となり、定員の240名に対して充足率が95%となっている。今回こういった形で倍率が下がった原因については、いろいろ分析をしているところであるが、今回、古川黎明中学校から高校に初めて進学する学年ということもあり、その当時、中学校を受験した生徒が高校を一部敬遠したところもあるのではないかと分析している。こういったことを含めてさらに今回応募が少なかった原因について分析をして、学校の情報を地元の中学校にこれまで以上に提供しながら、高校への進学希望を増やすように学校と一緒に努力をしてまいりたいと考えている。

小野寺委員 今年是一年目なので、中学校から入る生徒と高校から入る生徒達がまじる。その辺りのことも含めて時間をかけてみて行きたいと思う。

## 9 専決処分報告

### 平成21年度使用教科用図書採択基準等について

( 説明：教育長 )

「平成21年度使用教科用図書採択基準等について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページまでとなる。また、別冊の資料が2冊ある。

本年度は、「平成21年度に小学校で使用する教科用図書」、「平成21年度に特別支援

学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（絵本・図鑑等）」の採択の年である。

採択に当たっては、先般4月28日に県教科用図書選定審議会に対し諮問したところである。

この諮問に対する審議の結果として、資料の2ページのとおり審議会委員長から6月9日に答申を受けた。資料の3、4ページにある「平成21年度使用教科用図書採択基準」は、平成21年度に小学校及び特別支援学校等で使用する教科用図書を採択する際の基準を示したものである。

また、別冊資料の「平成21年度使用教科用図書選定資料」、小学校用と特別支援学校・特別支援学級用は、具体的に教科用図書を選定する際に参考とするための資料で、それぞれの図書の特徴等についてまとめたものである。

この答申を参考に採択基準等を決定し、教科用図書採択基準及び別冊の教科用図書選定資料を、市町村教育委員会及び採択地区協議会、県立特別支援学校及び国立大学法人の各学校に対し6月9日付けで通知するとともに、公正かつ適正な採択事務が行われるよう指導・助言を行っているところである。

なお、報告の資料については、教科書採択事務の透明度を上げ、より開かれた採択とするため、県政情報センターでの公表資料となるので、併せて御承知願いたい。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質 疑）

櫻井委員 前回採択基準が決められた時と比べて、何か変化のようなものがあればその大きな違いを教えてください。

義務教育課長 小学校のことに御説明申し上げます。小学校の教科書の採択は、通常4年毎に行っており、発行所の編集、文科省の検定、採択、そして使用ということになっている。今年度が小学校の採択の年であるが、新しい学習指導要領が平成23年度から開始されることから、今回は各発行所から小学校の教科書についての新たな検定申請がなく、今年度は平成15年度の検定済みの小学校用教科用図書から採択することとなった。それらの小学校用教科書については、既に平成16年度の前回の宮城県教科用図書選定審議会において答申され、県教委では決定された平成17年度使用教科用図書採択基準及び採択参考資料が既に作成されている。それで審議会では採択手続の簡略化等を踏まえ、採択手続にかかる調査研究について前回の採択基準及び選定資料を活用することが決定された。なお、このことについては、文科省からも平成21年度使用教科書については、新たに文部科学大臣の検定を受けたものが無いことを鑑み、例えば、採択手続にかかる調査研究等、前回の採択に用いた調査資料を適宜利用するなど採択手続の一部を簡略化することも可能であるという通知を受けているところである。このようなことから今回の小学校の基準及び選定資料については、前回と変わったところは無い。

櫻井委員： そうすると、この次の採択基準の変更は4年後となるのか。  
義務教育課長： 次は、平成22年度となる。  
櫻井委員： つまり平成23年度から新しくなるからか。  
義務教育課長： そのとおりである。  
委員長： (委員全員に諮って)了承。

## 10 議 事

### 第1号議案 第318回宮城県議会議案に対する意見について

(説明：教育長)

「第318回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、平成20年6月12日付けで、知事から意見を求められたので、異議のない旨の意見を申し出ようとするものである。

はじめに、予算外議案の概要についてであるが、3ページを御覧願いたい。

議第81号議案は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、沖縄振興開発公庫を除く公庫が株式会社化することに伴い、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、規定する公庫が沖縄振興開発公庫のみとなるよう、本条例の規定の整理を行おうとするもの、議第96号議案は、学校教育法施行規則の改正に伴い、県立学校条例において引用する条項の移動に対応した規定の整理を行おうとするものである。

平成20年6月宮城県議会に提出される予算外議案の内容については以上のとおりである。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長： (委員全員に諮って)可決。

### 第2号議案 県立高等学校将来構想審議会への諮問案について

(説明：教育長)

「県立高等学校将来構想審議会への諮問案について」御説明申し上げます。

資料は、4ページから6ページまでとなる。

まず、資料の5ページをお開き願いたい。「県立高等学校将来構想審議会」は、県立高等学校将来構想審議会条例に基づき設置されており、今回、平成22年度で終期を迎える現行の県立高校将来構想を引き継ぐ次期構想の策定に向けて、教育委員会の諮問により、県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議していただくものである。

諮問の理由として諮問書案の別紙に記載しているが、本県では、平成22年度までを計画期間とする「県立高校将来構想」を平成13年3月に策定し、生徒の多様な個性や特性

に対応した魅力ある高校づくりや開かれた学校づくりの推進，生徒数の減少に対応した学級減や学校再編，そして男女共学化の推進を図るなどして高校教育改革に取り組んでいるところである。

こうした中で，本県における総人口は，平成16年をピークに減少に転じ，予想を上回る早さで人口減少時代を迎えている。また，グローバル化，情報化が進行する中で，地域社会においても経済環境や生活環境が大きく変化をしている。さらに，市町村合併の進展により，地域の有り様も大きく変わりつつあり，今後，これまで以上に変化の激しい時代が到来することが予想される。

このような社会情勢の変化は，人づくりを担う教育の在り方にも大きな影響を及ぼしている。特に高校教育においては，一人一人の生徒が，社会の形成者として，社会環境の変化に柔軟に対応できる資質や能力を育てていくことがますます重要になっている。また，生徒の興味，関心に対応しながら，個々人の能力を伸長し，自立した人間を育てていくことのできる，時代に即した高校教育の在り方が求められている。

こうしたことから，これからの宮城の地域社会を支えていく意欲や創造性等に富んだ人づくりに向けて，県立高校教育が果たすべき役割，期待される高校教育を踏まえた今後の県立高校の配置を含めた在り方などに関して多角的な見地から調査審議いただき，総合的かつ基本的な構想の策定について諮問するものである。

なお，この審議会委員の任命については，この後の第4号議案として御提案している。よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 沢山あるが，これまでいろいろな改革が急速に進められてきた。ただその中でやはり後から改革した部分が前に改革した部分と何かそぐわないような状況をつくり出しているような印象を受けるところもある。この諮問を行うにあたり大変立派な文章であり，これはこのとおりお願いしたいと思うが，具体的にどういう項目について特に御審議いただくかということの一つ一つきちんと提案していただき，その審議項目を私達にも分かるようにしていただきたい。例えば，最初に「生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある高校づくり」という一文について，いまの流れを見ていると男女共学をして，学区制を全て廃止してしまい，県内各所に魅力ある高校づくりという話をしているものの，私から見ると一色化，ただの序列化としか見えないような部分がある。であるから，例えばここに「男女共学化の推進を図る」と書いている。もちろん男女共学化を図るということは良いことだが，例えば，全県一学区にしてしまい，そして全県すべて男女共学にするという一律化ということは，個性があるとは思えないし，学区の特色を出しているとも思えないという部分がある。であるから，もし諮問するのであれば，男女共学の一律共学化の反省なり，現状報告なり，見直しなり，再評価なりをぜひお願いしたいと思う。

それから、一学区制ということももちろん私達が一緒になって決めたが、実際に動き出すにあたって、あるいは動き出しはじめてどのような変化が起きてきているのかということを中心に分析して、地域的に偏ってしまっていないのか、聞くところによると数によって再編・統合するということが既に決められていたということであるが、その弊害がどのようになっているのか、ある地域においては高校が抜けてしまったり、あるいは特色を持っている学校が消えてしまったりするような事態が生じている。そのようなことがどうなのか、具体的にきちんと評価し直していただきたいと思う。

それから、専門高校、例えば、工業高校や農業高校、それと看護学科等を持っている学校がいくつかあると思うが、そのような特殊な教育をしている学校の適正な配置と、それから、何をしたらよいか分からずに大学に入る子どもが増えるのではなく、将来に対して明確な目標を持って学科選択ができるような学科の配置、大学に行くということばかり目指すのではなく、将来を見据えたきちんとした教育が受けられるような特色ある学科の配置をもう一度再検討していただきたい。そういういくつかの項目について具体的に項目をあげて再評価なり、目標設定なりを検討いただき、それを答申していただきたいと思っている。

教 育 長 説明の中で触れたが、現在の将来構想が平成13年3月に策定され、これが平成22年度までの10年間の計画となっている。今回つくろうとしている新たな将来構想は、現行の計画期間の平成22年度の後の期間の計画をつくる。従って、この新たな構想をつくるにあたってはこれまでの10年間でやってきたことを十分に検証して、その上で検討することとなる。様々な御意見を伺い、いま委員から御指摘いただいた問題等も十分加味して新たな計画をつくるということであるので、その一環として今回審議会をつくり、そこに諮問し、いろいろな御意見をいただくということで進めようとしているわけである。具体的にいまの段階で詳細なスケジュールをつくっているわけではないが、大まかなスケジュールについて教育企画室長から説明させる。

教育企画室長 今回の構想については、審議会に諮問してつくるというのは初めてである。いろいろな問題があるので、専門家の方々の意見を聞きたいということで審議会という形とさせていただきたいと思う。スケジュールであるが、第一回目の審議会は7月中に開催し、だいたい1年間かけて検討していただき、来年の7月には答申をいただきたいと考えている。審議会のスケジュールとしては8回ぐらい開催していただきと考えており、その中に広く県民の意見を聞くということでアンケートの実施や地域でも意見を聞くという形をとりながら広く意見を聞き策定作業を進めたいと考えている。

佐々木委員 その審議会の一つ一つの審議会の議案なり、それに対するディスカッションの内容なりは、逐一私どもに報告していただけるのか。前回、学区制の問

題があった時に自分は途中から担当したが、既に審議会で答申されて決まっ  
てしまっていることだということで物事が進められるような印象がとてもあ  
った。それですべてがだいたい固まってしまっているのにいまさら動かしよ  
うがないというような印象が、自分も物事をすべてひっくり返したいという  
言い方をしたいとは思っていないので、それは既に審議会から答申が出され  
ているので、これに反することを行動するというのはとても大変なことであ  
ると言われてしまうと、やはり、私どもは結局どういう対応をしたらよいか  
が困ってしまうようなことがあるので、一つ一つの審議会の中の議論につ  
いて、どのような議論がされて、どのような方向になっているのかは教えて  
いただきたいと思います。

教 育 長 作業の進捗状況に応じて、随時教育委員会の場でも報告をして御意見を  
いただきながら進めてまいりたいと思う。

小野寺委員 これを見て、佐々木委員と同様に何を諮問するのかなあと、見えないと  
ころがある。教育長発言のとおり、いまの将来構想があり、それに基づき、  
いま現実の高校の教育が行われている。その辺りの成果なり、課題をきちんと  
整理するということがまず大事だと思う。それで、この諮問理由書であるが、  
読み取れるのは、県立高校教育の果たすべき役割とそれに基づいて配置等  
というふうに読み取っている。

それで、的はずれになるかもしれないが、これまでの間、高校というのは  
ずっと多様化されてきていると思う。これ以上多様化する必要があるのかと  
いう考えを持っている。ただ、いわゆる専門学科や普通科・職業高校を含め  
て、その辺は宮城県の経済状況に応じた再編などは出てくると思うが、私は  
むしろその多様化の中身をしっかりとやることだと思っている。

それから、もう一つは、県立高校が果たすべき役割ということだが、入口  
と出口を見た場合に入口はほぼ全入である。出口を見た時には、四年制大学  
が40%ぐらい、専修学校を入れて75%ぐらい、残りの25%が就職とな  
っている。ただ、進学している生徒の中にも自分の進みたい就職先が無いの  
で進学しているという例もあると聞く。佐々木委員も発言したが、大学の進  
学率を高めることはもちろん大事なのだが、やはり公教育として就職につ  
いても考える必要があると思う。

二つ目として、意義とか役割について発言すれば、実際に生徒に目をむけ  
て見ると勉強していない。宮城県のデータを見れば分かる。家に帰ってぜん  
ぜん勉強しないのが四割というのがあったが、この辺りの生徒の意欲とか、  
モチベーションの問題があると思うし、あるいは中途退学者の問題もあると  
思う。その辺りを議論をしていただきたいと思います。もう一つ加えれば、一昨  
年末履修の問題が全国的にあった。高校教育の役割は何なのかと考える機会  
になったと思うが、やはり宮城県としてどのような生徒に育てて欲しいのか、



あるいは、高校生としてどのような力を身に付けていったらよいのか、そういう辺りをもっと突っ込んで議論していただきたいと思う。すぐ配置の問題、配置の問題となってくるが、これは生徒が減っているので避けて通れない、触りたくない問題なのだが、委員長からもよく発言があるが、適正規模だけでは判断できないところに難しさがあるのだと思う。やはり地域自ら、圏域と言ってよいのか、そこで自分達の圏域の配置計画というか、デザインを構想して提案してもらうやり方も必要かなと思っている。

委員長　いまの発言に対する回答はなかなか難しいと思うが、要は日常的に教育委員会が情報を得て心配していることなどに対して新しい審議会に適切な申し送りをする、我々はこういうことについて懸念をしている、こういうことについていろいろと考えているということは何等かの形でプレゼンテーションしたほうが、恐らく審議会の中でもそれぞれの委員は自分の経験やなんやかから御意見をお持ちだろうと思うが、なるほどこんなふうに考えているのかというのを見て自分の意見を整理しやすいかもしれないと思う。

佐々木委員　私はこれはとても大事なことだと思った。自分は教育委員をさせていただいて日が浅いが、10年前の答申の結果が、その後の10年間を拘束してきたと思っている。常にそう思いながら教育委員会でいろいろな意見を聞いてきた。であるから、この審議会をつくって答申をいただくということはとても重いことだと思う。十分慎重に、そして人選も、私達が思うことの内容もそこにぜひ伝えていただきながら審議を進めていただきたいと思う。10年も前に決まったことで皆その方向に動くわけであるので、とても重大だと思う。私が普段よりも多く発言させていただいていると思うが、これがすべてだと言ってよいくらいに大事なものだと思っているので、ぜひ慎重に審議していただきたいし、審議の内容も具体的に私達に相談していただきたいと思っている。これがこれからの10年、20年を決めてしまうことに繋がることだと私は強く思っている。

山田委員　佐々木委員の発言とだぶるかもしれないが、現在の将来構想が丁度10年ということであったが、10年というスパン自体が妥当なのかどうか議論が必要なのかと感じる。この理由書の中にもあるが、「予想を上回る早さで人口減少時代を迎えている。」とある。今後の10年間でもますます予想できないことが出てくるかと思うが、そのような中で10年後の在り方を細かく決めて行くというのは非常に難しい部分があるかと思うが、現実的に現状でも予想を上回るスピードで高校の再編や統合の話が最近出て来ている。今後の10年というスパンも検討して、例えば、5年なり、3年なりのスパンで考えると、あるいは、もちろん長期的な展望も必要なので、10年なら10年として考える中で細分化して短期間の構想というものをその中に盛り込んでいくというこれまでとは違った構想というものが今後の10年

間に必要ではないかと思う。その辺はいかがか。

教 育 長 説明の仕方がよくなかったかもしれないが、この新たな構想をつくる主体はあくまで教育委員会である。この審議会が決定するというものではない。審議会の答申は、言うなれば一つの御意見である。それを踏まえて教育委員会で最終的に決定することとなる。あくまで決定の主体は教育委員会である。そういった意味で先ほど申し上げたように今後の検討作業は随時この委員会の場に報告しつつ、御意見を踏まえて私どもで作業を進めたいと思っている。

山田委員からの御発言については、10年という期間を固定的に考えるのがよいのか、あるいは柔軟な考え方がよいのか、その辺も含めて今後さらに詳細に検討を加えていきたいと思う

委 員 長 うまく教育委員会の意向を伝えながらやっていくことと、計画そのものが従来のものは少しかたかったのではないかと思う。10年計画をたてた何年か後に振り返って見て状況判断をして、それをどう修正していくかというプロセスがあまり機能していなかった気がする。中期計画を出しながら、もう10年に近づいてきて開きが大きくなった時点で問題がすごく顕在化してしまうというような状況にならないように計画をぜひつくるということで、今度の新しい取組は従来のうまくいかなかったところを勉強して良い形の教育の在り方、高校教育の在り方を議論ができるようなプランをつくりたいと思うので、教育委員会全体も一生懸命それについてしっかりした意見を申し上げますということとしたいが、いかがか。

各 委 員 了解。

委 員 長 (委員全員に諮って)可決。

**第3号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について**

**第4号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について**

**第5号議案 職員の人事について**

**第6号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について**

委 員 長 委員全員に諮った上で、第3号議案から第6号議案までについては、非開示情報が含まれる事項のため、その審議については秘密会とする旨決定。

会議録は別紙のとおり(秘密会のため公開しない)。

## 1 1 課長報告等

### 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

(説明：施設整備課長)

「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」御説明申し上げます。

公立学校施設に係る耐震改修状況調査結果については、例年、文部科学省の全国の調査結果の公表を待ち教育委員会に御報告を申し上げていたが、今年度は文部科学省の公表が6月20日になるとのことから、それに先立ち、本県の耐震改修状況調査結果について報

告をさせていただくものである。

まず、1の耐震診断実施率であるが、脚注に記載のとおり、耐震診断実施率は、耐震診断実施済みの棟数を旧耐震基準建物、いわゆる昭和56年以前建築の棟数で除した数値である。

(A)の欄に記載のとおり、20年4月1日現在の耐震診断実施率は、小中学校は96.1%、高等学校は77.9%、特別支援学校は100%、幼稚園は70.8%であり、100%の特別支援学校を除きいずれも前年4月1日より耐震診断実施率は向上している。

また、(B)欄に旧耐震基準建物のうち「統廃合・改築等の計画」がある棟の割合を記載している。

なお、「統廃合・改築等の計画」がある棟であるが、統廃合・改築等の計画がある棟のほか、現在改築中あるいは統廃合や改築をすでに終え取り壊しを予定している建物である。

(A+B)欄は、(B)欄の建物の棟数を耐震診断実施済みの建物として捉えた場合の数値である。

次に、2の耐震化率であるが、これも脚注に記載のとおり、耐震化率は、耐震性がある昭和57年以降建築の棟数、昭和56年以前建築で耐震性がある棟数、耐震補強済の棟数の合計棟数を学校建物全棟数で除した数値である。

(A)の欄に記載のとおり、20年4月1日現在の耐震化率は、小中学校は85.5%、高等学校は83.5%、特別支援学校は97.8%、幼稚園は84.5%であり、特別支援学校を除きいずれも前年4月1日より耐震化率は向上している。

また、(B)欄に旧耐震基準建物のうち「統廃合・改築等の計画」がある棟の割合、(A+B)欄に(B)欄の建物の棟数を耐震化済みの建物として捉えた場合の数値を記載している。

小中学校の耐震化率は85.5%と昨年同期から4.8ポイント向上している。

昨年4月現在の数値であるが、全国平均の耐震化率は58.6%、本県の耐震化率はそれを大きく上回り全国第4位の80.7%であったが、それがさらに向上している状況にある。とは言え、耐震化が遅れている市町村もある。

中国の四川大地震では多くの校舎が倒壊し多数の子ども達が犠牲となったが、本県においても、今後30年以内に99%の確率で宮城県沖地震が起きるといわれている。

このような状況の中で、児童生徒の安全確保はもとより、災害発生時における地域の応急避難場所としての役割も担う、学校施設の耐震性の向上は極めて重要であり、早期の取り組みが必要であると考えている。

資料の最後のページを御覧願いたい。

公立学校施設の耐震化推進への取り組みについて説明申し上げる。

まず、1の市町村に対する取組である。

(1)のこれまでの取組であるが、耐震化の取り組みが遅れている市町村に対し、耐震化の必要性や耐震化事業に係る国の補助制度・地方財政措置について周知するとともに、耐

震化優先度調査マニュアルを作成し各市町村教育委員会に配付するとともに技術的支援を行って参った。

また、平成15年度から17年度にかけ、耐震化を促進するため、県単独の制度である「公立小中学校耐震化促進事業」を創設し、耐震診断に要する経費の一部を補助している。

その実績は、表に記載のとおり、3カ年で、補助金交付額142,187千円、耐震診断実施棟数388棟、市町村数延べ72、学校数209校である。

(2)の今後の取組予定である。

去る11日に、地震防災対策特別措置法の改正、所謂、耐震化事業に係る国庫補助率を現行の2分の1から3分の2に嵩上げすることが国会で可決されている。

なお、今回の補助率の嵩上げは今年度から22年度までの3カ年の時限措置である。

また、国においては、地方の負担を軽減するための地方財政措置の拡充も検討されている。

これらも踏まえ、文部科学省、県関係課と連携を図りながら、7月8日に、耐震化が遅れている市町村を対象に「公立学校施設耐震化推進会議」を開催し、耐震化に早期に取り組むよう強く働きかけることとしている。

次に、2の県立学校における耐震化の状況であるが、改築中の建物や取り壊しを予定している建物を除くと、耐震診断は平成16年度で全て終えている。

また、耐震診断の結果、耐震補強が必要とされる建物194棟については、今年度ですべての補強工事を終える計画である。

なお、本日、配付している市町村ごとの耐震化の状況については、説明を省略させていただきます。

また、6月20日に文部科学省から公表される予定の全国の公立学校施設の耐震改修状況調査結果については、文部科学省から情報を入手次第、委員の皆様方に郵送させていただきます予定にしている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 「改めて耐震化の必要性についてこれから説明を行う」と書いてあるが、県民の目から見ると耐震化が必要なことは十分分かっていて当たり前という気がする。中国の地震を見ても小さな弱い子ども達が犠牲になっているとすれば、何によりも先に、一番に耐震化ということをやらなければいけないのに、この段階で説明するというのは各市町村でそれくらい認識の甘い市町村が多いと考えてよいのか。それがあから幼稚園や小中学校というような一番耐震化が進まなければいけないところが県立の高等学校よりも耐震化率が低いということにつながっているのか。

施設整備課長 まず、耐震化が進んでいない理由について御説明したい。第一に市町村の財政状況が極めて厳しいこと。それに関連して耐震化の対象学校数の数が多いこと。従って、一挙に耐震化を進めないという状況がある。もう一つは学

校建物の耐震化よりも他の行政施策，あるいは施設整備が優先している。さらに，もう一つは統廃合等の問題を抱えており，その問題が解決するまで学校建物の耐震化工事に踏み切れないという理由がある。そういったことを背景に委員御指摘のとおり耐震化の重要性というものはじゅうじゅう各市町村も認識していると思うが，そういった厳しい財政状況等の中でもあえて優先的に取り組んでいただきたいということを申し上げたいと考えている。

櫻井委員　　いまの説明の中の財政というのは，ある程度理解できるが，保護者の立場から言えば，何にも増して命があっての人間の社会生活である。子どもの命ほど大切なものはない。例えば，財政が大変であったら他のものを削ってでも優先して欲しいという気持ちがどの親にもあると思う。それから，他の施設整備に優先して耐震工事が行われているわけではないというのを聞き，少しびっくりしている。身を守る耐震工事よりも優先する施設整備というのはあるのか。具体的にはどのようなことなのか。

施設整備課長　　理由そのものについては，宮城県の各市町村に当てはまるかどうかは別として，文部科学省が全国の各地域の遅れている市町村に対して各都道府県を通じてその理由を取りまとめた結果の中にそういったものがあるということであり，宮城県で耐震化が遅れている市町村について個々に聞き取りをし，どここの市町村がそういった状況下にあるのかは確認はしていない。

櫻井委員　　教育長に質問である。昨日は宮城県沖地震から30周年の日であった。その後も県内で何回も地震が起きている。必ず起きると言われている県である。他の県よりも耐震化が進んでいると喜んでいる場合ではない。それは十分皆さん分かっていると思うが，やはり子どもの親としていまのような説明を聞いていると認識として甘いのではないかという気がする。お金が無ければできないと言っていてそのうち地震が来て，本当に授業中に子どもが死んでしまったらどうなるのかということを考えると私は身震いがする。であるから，いままでの経験をもとに宮城県は何がなんでも財政が困難なところは，何がなんでも，食べるものを削ってでも子ども達の安全を守りますというような姿勢を見せていただきたいと思うが，教育長の意見としてはいかがか。

教 育 長　　県立学校については御説明申し上げたとおり今年度ですべて耐震化の工事を終える。市町村立の小中学校については，国の補助金と市町村の負担ということで工事進めるということとなっている。委員御指摘のように従来から宮城県は特殊事情があるので，耐震化を急ぐべきであるという働きかけは行ってきたわけであるが，今回中国であのような大地震があったということで，その危険性の認識が深まったと思うし，国の補助制度も時限的に従来の2分の1から3分の2に手厚くなっているのでも，可及的速やかに耐震改修するように県からも強く働きかけたいと思う。

佐々木委員　　耐震化も一日でできるわけではないので，現実問題としてまだ行き届いて

いないところがあるわけである。例えば、いまこの瞬間に起きた時にその体制が取れていない学校、子ども達に対してどのような対応をする準備をしているのか、あるいはしようとしているのか、もし考えているのであれば、その対策について、耐震化するのはもちろん大事であるが、耐震化されていないいま起きた時にこのような準備をしているとか、あるいは少しでも子ども達を守るためにこういう対応策を考えている、あるいは避難の仕方なり、子ども達を守るためにこのような対応をしてその耐震改築ができるまでの間を過ごすというような部分があってもよいと思うが、どうか。

施設整備課長 委員御発言のとおり施設整備の面で耐震化を進めるとなると、これからであれば早くて2年、工事も含めると3年ぐらいかかる。そういった場合には施設的な対処ができないので、子ども達の安全を確保するためにそれぞれの市町村立小中学校において、児童生徒をいかに安全に避難させるかといった応急避難時のマニュアル等を整備し、子ども達を指導していく必要があると思う。その点については、当課で所管するところではないが、機会を設けて指導を徹底してまいりたいと考える。

義務教育課長 学校で地震対策をどのようにとっているかということについてであるが、小中学校では、地震対応の避難訓練をすべての小中学校で実施している。学校によっては訓練の日時を児童生徒に知らせないなど緊急を想定しての避難等も多く実施されている。また、各学校では危機管理マニュアルを作成しており、地震が発生した場合に先生方がどのような動きをするのか、各家庭や関係機関とどのように連絡を取るのか、また、地震が起きた場合に子どもたちを家庭に帰す時に混乱が予想されるので、子どもたちをどのようにして安全に家の人に引き渡すかなどについての対策も考えて実施しているところである。

小野寺委員 先ほどらひの話とだぶるかもしれないが、宮城県が地震に対して特別な備えをしなければいけない、しかも学校施設を最優先にしなければいけないということについては県民の共通認識ができていると思う。それで先ほど施設整備課長の説明だと全国で順番を付ければ4番だということである。これは昨年と同じだと思うが、私は問題は小中学校の耐震化の進捗である。資料を見ると100%のところもあれば、50%に達しないところもある。これは何かというと要するに設置者のいわゆる厳しい財政の中で、1校あたり一億も二億もかかると言っており、年次計画をたててやっているわけであるが、このようなことを発言してよいかどうか分からないが、これは正に政治の判断、決断であると思う。そういう状況の中で先ほどらひ出ているのは、そのように財政難にある市町村に、年次計画をたてて進めようとしている市町村に対して宮城県がどういうふうな働きかけをしていくのかということだと思う。それで、先ほどの課長説明だと推進会議を開くということであった。

それにこれは3年の時限立法であるし、また、いまの状況を見れば市町村にスピードアップを促す必要があると思う。推進会議は教育委員会だけを集めてもたぶん無理ではないかと思う。行政の方がお金を持っているので、そこも集めなければ県の促し方もとまらないのではないかと思うところがある。

施設整備課長　いまの推進会議の件であるが、もちろんこれまでも市町村の教育委員会に対していろいろな耐震化の促進について働きかけを行ってきたが、委員御発言のとおり予算的な事由が極めて大きいということで今回の会議では教育委員会の職員の他に財政課長等の出席を促している。それ以外にも防災担当課長等にも必要であれば出席いただくこととしている。

山田委員　先ほど小中学校で避難訓練が100%との説明を伺い、その他にマニュアルを作成しているとのことであるが、マニュアルについても100%作成しているのか、あるいはマニュアルが実際に地震が起きた時に機能するのかどうかの検証作業を行っているのか、実際に起きたときに機能しなければ意味が無いので、特に耐震化が遅れている学校において、そういったことが徹底されているのかどうかを教えていただきたい。

義務教育課長　学校では今地震だけではなく様々な安全教育を実施している。例えば、地震の他に外部からの侵入者等による様々な事故があるので、それも合わせて危機管理マニュアル等をすべての学校で作成し、それに基づいて訓練を実施し、点検しているところである。もう一つ、委員から御指摘のあった耐震化の遅れている地域及び学校に対して特化して何かをやっているのかということであるが、現在、県内一律に指導を行っているところであり、今後考えてまいりたい。

委員長　先ほど施設整備課長の説明の中で人口がどんどん減少していき学校の統廃合問題をその市町村でははっきり決めていないが、どうも減らさないといけないと思っているところが皆あるわけである。潜在的なそういう先行きのことみたいなものが、その学校の耐震化を遅らせる要因になっていないか、どうせあと何年かするとあれはやめなければいけないと思っているというようなことが、それがまた市民・住民に必ずしも知らされていなかったりして、やはり人口減少社会の中で学校をどうしていくのかというのを本気になって市町村で考えていく仕組みをつくっていかないと、いまだいたい夢のような良い教育をするみたいな項目が長期総合計画にかかっているが、具体的に減っていくよというのは書かれていない。実はそういったことについての取組が必要ではないかと私は思う。恐らく、いまここで一生懸命お金をかけても直ぐに無駄な投資であるというふうには思っていないのか。いかがか。

施設整備課長　潜在的な統廃合計画の構想があって耐震化が遅れているのではないかとということであるが、今回の数値の中では潜在的なものというよりは近い将来統廃合を進めないといけないという具体的な計画があるもののみ計上している

数値である。

- 委員 長      それ以外は大丈夫ということか。
- 施設整備課長      そのとおりである。
- 委員 長      そうであれば少し安心する。厳しい財政の時に5年ぐらいたらいらなくなるというふうに首長はなる気がする。その辺は少し配慮いただき、櫻井委員が御心配したように何よりも先んじて、少ない子どもの時代にその子ども達が次の時代を生き延びていく仕組みを工夫しなければいけないと思うので、その辺を配慮していただきたい。

## 1 2 その他（平成20年度政策評価・施策評価基本票について）

（説明：総務課長）

「平成20年度政策評価・施策評価基本票について」御説明申し上げます。

資料は、先に郵送していたが、5月の定例教育委員会で意見を受けて修正したものとなる。

内容としては、県で一括して取りまとめている行政評価室とのやりとりにおいて細かい修正がなされているが、大きな変更点は、3ページの政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」の判定区分を「概ね順調」から「やや遅れている」、17ページの施策16「豊かな心と健やかな体の育成」の判定区分を「概ね順調」から「やや遅れている」へと変更し、それに伴い、評価の理由や課題の記載内容等を修正している。

これらの資料は知事部局と合同で、すでに6月9日に行政評価委員会に諮問されており、6月11日より行政評価室のホームページでも公表されている。また、9月頃になるが、行政評価委員会等からの意見を踏まえた最終的な評価結果について、再度、教育委員会で審議することとなる。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質疑なし）

## 1 3 次期教育委員会の日程について

平成20年7月15日（火）午後2時から

## 1 4 閉 会      午後4時25分

平成20年7月15日

署名委員

署名委員